

# 福生市教育委員会会議録

平成 20 年第 11 回定例会

- 1 開催年月日 平成 20 年 11 月 21 日 (金)
- 2 開始時刻 午前 10 時 00 分
- 3 終了時刻 午前 11 時 53 分
- 4 場 所 第 2 棟 4 階 第 2 委員会室
- 5 出席委員 委 員 長 長 谷 川 貞 夫  
委員長職務代理者 平 野 裕 子  
委 員 加 藤 美 子  
委 員 渡 辺 浩 行  
教 育 長 宮 城 眞 一
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名 教 育 次 長 宮 田 満  
参 事 川 越 孝 洋  
庶 務 課 長 中 村 守 一  
学 校 給 食 課 長 土 井 眞  
社 会 教 育 課 長 戸 室 幸 治  
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 野 方 孝  
市民会館兼公民館長 伊 東 静 一  
図 書 館 長 森 田 秀 敏  
主 幹 栗 林 昭 彦  
指 導 主 事 大 谷 憲 司  
指 導 主 事 並 木 茂 男
- 8 傍 聴 人 1 名

(裏面に続く)

## 9 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第57号 平成19年度福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(案)について

日程第4 議案第58号 平成21年度教育課程の編成の基本的な考え方(案)について

日程第5 議案第59号 福生市教育センター条例の一部を改正する条例についての意見聴取について

日程第6 議案第60号 平成20年度福生市一般会計補正予算(第3号)の原案中教育に関する部分についての意見聴取について

日程第7 報告第10号 平成20年度全国学力・学習状況調査結果について

日程第8 協議事項 3 平成19年度福生市教育推進プラン取組状況について

日程第9 協議事項 4 公立学校職員の人事異動について

日程第10 その他報告事項

午前 10 時 00 分 開会

委員 長 それでは、ただいまから平成 20 年第 11 回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。福生市教育委員会会議規則第 19 条の規定に基づき、平野裕子委員、加藤美子委員の両名を署名委員として指名いたします。

日程第 2、教育長報告、教育長から報告願います。

教 育 長 それでは私から報告をさせていただきます。

秋の便り、冬の便りが一気に来たような今日この頃かと思いますが、本日の定例委員会に御参集いただきましてありがとうございます。先月の委員会以降、委員の皆様にはお出かけいただくことが大変多くございまして、ここで御礼を申し上げたいと存じます。本日午後からは第三小学校での道徳授業地区公開講座も予定されているところでございますので、またよろしくお願ひしたいと存じます。

それでは幾つか御報告申し上げますが、まず学校教育関係では、先月も学校訪問あるいは道徳授業地区公開講座が行われたところでございます。学校訪問については、当日学校で御意見等を頂戴いたしておりますが、なお、お気付きの点などございましたら後程御指摘いただけたらと存じます。併せまして道徳授業地区公開講座のありました第六小学校、そして本日の第三小学校でお気付きの点がございましたら、また後程御指摘をお願いしたいと思います。

続きまして税務表彰関係で二つ程申し上げたいと思いますが、租税教育の関係で青梅税務署長感謝状の受賞がございました。第七小学校で租税教育といたしまして税理士の方と青梅税務署職員の方の御協力をいただき授業が行われ、それに関連しまして青梅税務署長から感謝状が贈呈されたものでございます。納税思想の普及に努めた功績とのことでございます。

そしてもう一つ税務表彰では、第二中学校、3年生の横田茉有子さんが「税とこれからの生活」と題する税の作文に応募されておりました。ここで全国納税貯蓄組合連合会会長賞を受賞したとの知らせがございました。国税・市税、各種収納金など収納状況が悪化をしております、国民の納税等の義務、意識に関しまして、しばしば滞納が問題にされているところでございます。給食費等についてもそのようなことが言われてますが、学校教育におけます税等に関する教育の意義も、そういう意味ではあるとこ

るでございます。このような取組がされて、その活動が認められてきていることについては、一つの賞賛と思うところでございます。

続きまして社会教育関係でございますが、西多摩地域広域行政圏協議会体育大会が、あきる野市と桧原村の主管のもとに、去る10月26日に行われたわけでございますが、次年度の開催は、第三ブロックである福生市と日の出町が主管となることで、実施日の午後に大会旗の引継ぎをされ、次年度の主管自治体の決定をいたしております。平成21年度の大会についてはNPO法人福生市体育教会の御協力のもとに進めていくこととなります。怠りなく準備を進めたいと考えているところでございます。

続きまして会議の関係ですが、第4回定例市議会が12月2日から19日までの会期で開催されます。条例改正については8件、補正予算1件、その他事案で3件の案件が予定されております。本日の教育委員会の議案として、市長から教育委員会へ意見聴取の案件がございますので御審議方お願いをしたいと思います。

もう一つ、都市教育長会定例会議が11月19日に開催されております。今の時点で特に報告を申し上げるような事案はございませんでした。

以上報告とさせていただきますが、このところ公務員の服務事故、非行の報道が続いているところでございます。これらの服務事故、あるいは非行等の問題は児童・生徒、保護者、市民への信頼を損ない、せっかく積み上げてまいりましたこれまでの成果も根底から失うことにならうかと考えております。年末に向かう時期であり、飲酒の機会も増えてまいります。衆議院議員選挙についても取り沙汰がされている状況でございます。引き続き事務局職員及び教職員の服務事故の防止、予防といったことへの徹底に向け指導いたしまして、公務員としての自覚と矜持を持って勤務に励むよう努めさせてまいりたいと考えております。

以上、本日私からの報告とさせていただきます。

委員長 教育長からの報告は終わりました。質問がありましたらお願いいたします。

平野委員 秋には小・中学校の行事がたくさんありまして、私もできる限り出席させていただきました。その中で、中学校の合唱コンクールを今年は3校とも聞かせていただきましたので感想を述べさせていただきたいと思っております。

今年は3校とも取り組む姿勢、舞台での態度、合唱ともに立派だったと思います。とりわけ聞く態度がとてもよかったのです。数年前に伺ったと

きには、演奏中も先生方が通路に出て生徒指導に当たっていた姿が気にな  
のですけれども、今年は何の学校もそのようなことはありませんでした。  
また、以前は自分達のクラスや学年の合唱が終わるとほっとしてざわざ  
わするのでありますが、今年は最後まで立派な態度で聞くことができ、と  
てもよかったと思います。審査員の先生が、音楽を聴く態度はその地域の  
文化レベルを測るバロメーターであるとおっしゃってしまして、そういう  
意味で立派であったとお褒めの言葉をいただいたのが嬉しかったです。

また、第一中学校8組の演奏の時、演奏を皆真剣に聞いていて最後に暖  
かい拍手が沸き起こった時は、とても感動いたしました。数年前は採点と  
は関係ない演奏になると、生徒達もざわざわしていたのですが、今年は最  
後まで静かで立派な態度だったと思います。ただ、後方で保護者の私語が  
気になったこともありましたので、生徒たちが一生懸命頑張っている分、  
大人も見本になる態度をとっていただけたいと思いました。これに関して  
は市民会館の伊東課長がよく御存じだと思うので、感想を聞かせていただ  
ければと思います。

市民会館兼公民館長 平野委員がおっしゃられたように、今年の合唱祭は3校とも真剣さを感じ、私どもは今回安心して見る事ができたという感想を持っています。

委 員 長 今までと何が違うのでしょうか。御指導でしょうか。

平 野 委 員 私も専門的なことはよくわかりませんが、一緒に一つのものを創りあげようという態度と、学年が上がるごとにコーラスを作り上げよう、ハーモニーを大切にしようとする思いがわかって、響きある歌声ができてきたように思います。また一生懸命静かに聴いて応援するという態度が一番よかったと思いました。

委 員 長 どうでしょう、中学校が昨年に比べて合唱でこれだけほめられていますが、授業態度も参事、主幹、指導主事が御覧になって良くなっていますか。

参 事 合唱コンクールについては、私も時間の関係で1校しか見る事ができなかったのですが、子ども達の技術といいたいまいしょうか、能力は確実に伸びていると思います。今までと違う要因ですが、音楽の授業が週1時間しかない中で、放課後等の時間を利用して準備をしてきたことが大きいかと思  
いますし、何よりも日頃から子ども達の学習へ向き合う姿勢に対して、教  
員が細やかに関わられるようになってきていることが、不登校の子ども達も  
含めて、変化を実感しているところでございます。

委 員 長 中学校宿泊学習教室の効果かもしれませんね。ほかに質問はござい  
ますか。

よろしいでしょうか。それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案第57号、平成19年度福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(案)についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは日程第3、議案第57号、平成19年度福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(案)について、提案理由並びに内容について説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育委員会はその権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、報告書を作成し、公表しなければならないことから本議案を提案するものでございます。

次に内容でございますが、議案第57号資料を御覧いただきたいと思っております。1枚目に「はじめに」といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に伴い、事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価の趣旨、また学識経験者の活用については、今年度は自己評価とさせていただきます、次年度から活用する旨を載せさせていただいております。

次に1ページから5ページには平成19年度の教育目標と基本方針を載せさせていただき、6ページには今回の点検・評価表の見方を掲載させていただきました。

次に点検・評価表でございますが、学校教育編が9ページから16ページ、社会教育編は19ページから33ページまでの二部構成とさせていただき、それぞれの事務事業に対する視点別施策を点検・評価したもので、平成19年度の福生市教育推進プランの取組状況を基礎に作成しております。

35ページには教育委員会の活動一覧、37ページから39ページに教育委員会定例会、教育委員会臨時会の審議報告、41、42ページに教育委員会協議会での協議事項を載せさせていただき、43ページには地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋を、45、46ページには福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱を載せさせる構成となっております。

説明は以上でございますが、御審議を賜りまして原案のとおり御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。なお、本日御決定いただきましたならば、12月の市議会定例会で報告をさせていただき、その後市民への公表をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

- 委員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
- 平野 委員 10 ページの上から 2 番目、3 番目ですが不登校出現率で、平成 18 年度の不登校出現率が 1.23%で、平成 19 年度が 0.74%となっていますが、「東京都全体の平均出現率 0.34%に近づける」といった目標に対して星印が一つの評価となっていますが、どのような算出方法でその結果になったのでしょうか。
- 参 事 ただいまの不登校の出現率についての達成状況の御質問でございますが、数値的に見る限りは不登校の問題は改善の方向に向かっているとは言えないわけでございます。ただ、その内容の問題といたしまして、どうしても文部科学省の調査等になりますと 30 日以上の規定がございますし、そういった点では、数値として出てくるものにはこのような結果になるわけでございますが、そのプロセス等において、例えば適応指導教室等につながっていくとか、あるいは家庭訪問等の実施が以前よりもさらに進んでいるとか、教員との関わり、子どもの状態といった質的な中身としての評価をこのようにさせていただいております、そういった意味では数値に出てくる部分についてはしばらくお時間をいただいて、今の取組状況からいきますと近い将来、数値的にいい報告ができる状況になるかと判断をさせていただきまして、星印一つということでございます。よろしく願い申し上げます。
- 委員 長 何%だからということではなくて、4 段階のうちの下から 2 番目という総合的な判断と受け取ってよろしいでしょうか。
- ほかにございましたらお願いいたします。このページに出てくるほかの数値も、星印との関係の質問が出てくる可能性がありますので、きちんと説明できるようにお願いいたします。
- 加藤 委員 12 ページの小学校の算数基礎基本調査の星印一つも、不登校の出現率と同じように総合的に判断したものなのか理由が明快でないので教えてください。
- 委員 長 東京都の平均正答率が 81.4%で福生市の現状は 78.3%だから、星印一つということなのでしょう。前年度は 78.7%と同程度ですが、これから効果を上げていこうとする出発点という意味で、総合的に見て星印一つと、先程と同じように考えてよろしいのでしょうか。
- 明快な答えが出たら、お聞かせいただくことで先へ進めてもよろしいでしょうか。どうしても数字に表われるものは、どの得点だと星印がいくつとなりますし、今後このような質問はあるでしょう。

- 加藤委員 はい、ですからもう少し明快な回答がほしいと思います。
- 委員長 教育委員会で学力の点数については再三述べていますが、一般的な区市町村の特色として、得点グラフは、山が二つある形状のグラフなのですが、西多摩地域の市町村の得点グラフは、山が三つあるのが特色で一番低い得点の山がなぜ出現するか、地域の特色なのか現在わからないのですが、指導室とともに我々教育委員会も考えていかなければならないことだと思います。
- 指導主事 先程の小学校の算数基礎基本調査の達成状況についての説明ですが、この事業そのものについて評価するということがあります。前年度の小学校4年生全員の平均正答率が78.7%であり、我々が目標としている平成14年度の東京都の調査の平均正答率81.4%に達しなかったということで星印一つと捉えております。
- 委員長 数値の示す意味として78.7%と81.4%との3%の違いは有意の差なのかということもあるので、その点についてはいかがでしょうか。我々はつい平均点が出ると、その数値の小数点一位、二位の位までが有意の差なのか考えてしまいます。都区市町村によって、そこについてはいかがでしょうか。
- 指導主事 この事業を始めた際、目標はあくまでもその平成14年度の東京都の平均正答率を同値か超えることでしたので、有意さについてはその時点では考えていなかったこととなります。ただこの調査について、絶対的な数値を81.4%と設定しましたが、同時に本市の小学生における傾向と対策についてとらえるということ、特に算数の授業指導補助員の成果についてとらえるという目標もありましたので、その点については十分に調査目的は達成できたと捉えております。
- 委員長 そうなりますと、先程グラフに山が三つあると話しましたが、少人数指導で算数指導員を導入した以降グラフの山の形を追跡調査し、どこの山に効果があったかがわかると、直接的な答えにはなりません。教育委員会としての努力の形が出てきますね。
- 参事 この施策の成果を図る指導の達成状況ということで、委員長御指摘のように得点分布率が変わってきているとか、実際その施策の成果を図るものとしてこういう調査をいつまでも同じものやっっていくことの意味をふまえて、子ども達の状況を見ますとどうしても得点の取れる子と取れない子の学習の格差が生まれてきていると思います。少人数の指導で得点の取れない子ども達がどのような変化を見せているのかといった個別の



成果を図る指標、そしてその後の対策をしていく必要があるのではないかと考えておりますので、今後は個別に状況を見てその施策等の成果を見ていきたいと考えているところでございます。

委員長　そうですね、初めての点検・評価で、どうしても数値目標があると数値に振り回されるくらいが日本全体で起こっていますけれども、実際に子ども達の生きる力が、78.3%と81.4%という平均点だけでは計り知れないことがあるので、その点も参事の言われた独自の指標で、生きる力には十分だとか、少し足りないとかクリアに現れるといいですね。教育長、この点についてご意見はございますか。

教育長　今参事が申しあげましたように、評価自体難しいと思うのです。今回、星印1つというのは前年と比較しても余り変化がなかったという意味で、そのところは星印1つだったという理解をいただきたいと思っています。ほかに、細かい数字で分析をして星印二つとか、三つになるという理由付けは逆に難しいかと思えます。

平野委員　考え方はよくわかりました。しかし、このように達成状況を星印の数で示されてしまうと、そこまで汲み取れない方が多いと思うのです。今の得点の場合は前年度より達成率が低くなっているのです、これは星印1つと考えられるのですけれども、不登校出現率の小学校の場合は、目標の出現率0.34%に向かって伸びて少しは良くなっているわけですが、星印1つとなっています。もう少しこの表を見て納得できるようなコメント等あったほうがいいのでしょうか。

委員長　6ページに100%が星印三つで、21%から99%が星印二つとありますね。不登校の件で言えば0.34%の目標に対して0.74%が、どうやるとこの20%以下という数値になるのかという質問でもあるのです。しかし、先程言ったようにこういう問題は、単に割り振って何%と出すことは可能だけれども、これについては総合的に考えてやられたというので、場合によるとアスタリスクがあったほうがいいのかもかもしれませんね。どうでしょう教育長、お預かりさせてもらってよろしいですか。全体的に後程決定はいただくのですけれども、表記の仕方については私と教育長にお任せさせていただきますのでよろしいでしょうか。

もう一度繰り返します。この6ページにある星印の数を、数値の算出で付けなかったものについては、表記の工夫を考えるかもしれないということでもよろしいですか。「かも」というのはファジーな部分が多いので、ほとんど全てアスタリスクが付いてしまうかもしれない。場合によると6ペ

ージに少し工夫をして、これによらず総合的に判断したものもあるとか、御苦労してつくっていただいた気がしますが、その辺は精査させてもらってよろしいですか。

教 育 長 今、委員長がおっしゃったアスタリスク、俗に言う米印を付けるとなるとかなり表現が難しくなることがあります。例えば不登校の出現率などというのは1,000分の幾つというような次元のものでありますので、そういう点で難しくなるかと思えます。

委 員 長 従って、6ページの星印を規定しているところがありますが、そこに「上記のもので判断できないものについては総合的判断である」とか、もともとファジーなものだからファジーな部分が出てきても、逆にクリアなのかもしれないということで、事務局と打ち合わせさせていただいてよろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。議案第57号は原案に一部修正のうえ、決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委 員 長 御異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案に一部修正のうえ、可決することといたします。

次に、日程第4、議案第58号、平成21年度教育課程の編成の基本的な考え方(案)についてを議題といたします。指導主事より内容説明をお願いいたします。

指 導 主 事 それでは、平成21年度教育課程の編成の基本的な考え方について説明申し上げます。この「平成21年度教育課程の編成の基本的な考え方」は、学習指導要領を基準として、各小・中学校が来年度の教育課程を編成するに当たり、福生市教育委員会としての考え方を各学校に示すものでございます。

「平成21年度教育課程の編成の基本的な考え方」は昨年と同様に5つの項目より成り立っております。第1に「生きる力」を育む教育課程の編成でございます。「生きる力」の内容といたしまして人権尊重の精神の涵養、確かな学力、豊かな心、健やかな体の4点を示し、これらの調和の取れた育成を教育課程全体の目標として設定しております。

第2に「個性と能力の伸長」でございます。確かな学力の定着を図るために必要な授業時数を確保し、具体的で系統性のある教育課程を編成してまいります。特に全国学力・学習状況調査及び東京都児童生徒の学力向上

を図る調査等による、児童・生徒の実態の把握を的確にした上での効果的な授業改善を進めることにより、児童・生徒の学力向上に力を入れてまいります。

第3に「社会性と国際性の涵養」でございます。まず不登校や暴力行為などの問題行動については、学校の先生方が日々骨身を惜しまず真剣に取り組んで、多くの場面で改善が見られるところでございます。しかしながら不登校人数や暴力行為等の問題行動の発生件数はまだまだ少なくございません。平成20年7月から始めましたスクールソーシャルワーカー事業を始めとしたさまざまな関係者、関係機関との連携のもと、更なる児童・生徒指導の充実を図ってまいります。また、学校ごとに新たに道德教育推進教師を設置し、豊かな心をはぐくむ道德教育の充実も進めてまいります。更には近年深刻化する地球温暖化の防止と、地球環境の保全の視点を軸とした環境教育の充実も図ります。

第4に「開かれた学校づくりと学校評価の推進」でございます。学校評価については自己評価に加え、学校関係者による外部評価を実施し、学校教育の質を恒常的に高めていくシステムを構築してまいります。更には学校ホームページの充実等、学校からの情報発信や地域行事への積極的な参加等、地域・保護者とともに児童・生徒を育成する活動に力を入れてまいります。

第5に「教育課程の適正実施を支える条件整備」でございます。学校における適正な学校運営組織の構築、教育課程の適正管理、服務事故の防止等、学校が児童・生徒の教育課程を責任持って進めていくための組織的な整備や進行管理を進めてまいります。

本年度は新学習指導要領が告示され、平成21年度からは総則、道德、特別活動を初め、先行実施の期間が始まります。平成21年度「教育課程編成の基本的な考え方」は、学校教育法の改正、学習指導要領の改訂を受け「生きる力」の育成を目標に内容の明確化、基礎的な知識・技能の習得と思考力、判断力、表現力のバランスの取れた指導の充実、豊かな心、健やかな体の調和の取れた育成等の視点から、文言の整理、修正を行ったものでございます。

なお、教育課程の編成に向けた今後の予定でございますが、11月27日の校長研修会におきまして、新学習指導要領の方向性の再確認と、平成21年度教育課程編成上の留意点の周知を行い、12月5日の教育課程届出説明会におきまして、副校長及び教務主任を対象といたしまして具体的な

教育課程の編成に向けた説明を実施いたします。実際に各学校から教育委員会への教育課程の届出は、例年同様3月の上旬を予定しております。

以上平成21年度教育課程編成の基本的な考え方の説明とさせていただきます。

- 委員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
- 委員 長 指導要領移行措置期間中の算数、数学及び理科の指導内容については、既に文部科学省から示されたのでしょうか。
- 指導 主 事 資料の16ページ以降に具体的な算数、数学及び理科の文部科学省から示された改定内容を載せております。
- 委員 長 いつ示されたのですか。
- 指導 主 事 本年6月でございます。
- 委員 長 全教員に配布し、保護者にも配られるということですが、既に6月に出了か。
- 教 育 長 全教員には指導要領が配布されました。
- 参 事 本格実施に至る部分については、あくまでも移行措置機関の指導内容の経過を見ながら、今後正式な提示があるものと理解をしております。
- 委員 長 わかりました。それに伴って実験器具等の購入を、福生市も負担しなくてはいけないのでしょうかけれども、現場からは購入要望は上がってきていないのですか。
- 参 事 新学習指導要領の移行措置におけます予算上の措置でございますが、学校と事務局で細かく詰めているところで、遅滞なく移行措置期間、本格実施に向け、実験器具、保健体育等の武道道具の必要性が明確になったこともございますので、予算上の配当についてはこれから組んでいきたいと考えております。
- 委員 長 ここにはうたわれてない気がするのだけれど、武道への取組は新学習指導要領の移行中には必要なかったのでしょうか。
- 参 事 武道については、新学習指導要領の完全実施からスタートすることになっております。
- 加藤 委員 今度小学校に導入されます外国語活動は、12ページの「小学校における外国語活動」を見ますと授業時数を週1時間とあります。13ページの移行期間の授業時数を見ますと0時間から70時間とあります。これは移行期間である為で、平成23年度になると70時間になるのでしょうか。平成20年度よりも国語、算数の授業時間が増えていますが、総合的な学習の時間を削ってこれらを加えることになるのでしょうか。

- 指導主事 御指摘のとおり、総合的な学習の時間の時数が実質としては減少しております。その分を外国語活動に当てることができるとなっております。
- 委員長 全体的な授業時数の増加はありますか。
- 指導主事 全体では週1時間程度の増加となっております。
- 加藤委員 過多ですよ。この国語、算数の時間数も増えるということは総合的にかなり時間数が増えていくということになるのでしょうか。
- 委員長 13ページの一番下に授業時間の合計欄がありますが、平成20年度は5,367時間、平成21、22年度は5,576時間、平成23年度は5,645時間とありますね。他区市町村では、土曜日などを授業時間に活用する学校等も出てくるかもしれませんが、現在、福生市ではそれは考えていないのですね。
- 教育長 例えば小学校の場合には、1年生、2年生は週に1時間授業時間数が増えていきます。足りない授業時間のやりくりは、例えば外国語の導入では、総合的な時間の75時間から110時間と幅がありますから、その幅の35時間を外国語の導入に向けて使っていくというやり方をして、最終的に調整をしていくこととなります。来年4月から小学校1年生で言えば、1週間の授業時数が1時間増えることとなります。
- 加藤委員 それは1日の授業時間が増えるのか、それとも1週間で補えなければ土曜日にそれを充てるといったことなのでしょうか。
- 教育長 土曜日には充てません。年間35週ですから、1週間に1時間増えることとなります。
- 委員長 例えば夏休み等の長期休業中を減らして授業に充てるという区市町村もあるようですけれども、現段階としては1週間に1時間増やすという程度です。
- 教育長 これは標準の授業時間数ですから、実質的にはもう少し時間数としては多めに組むのだらうと思います。
- 委員長 これは福生市としての標準時間数ですか。
- 教育長 これは文部科学省が示している移行措置期間中のいわゆるモデルの授業時間数です。ですから、各学校はこれをモデルにして増やす分には構いませんし、福生市は上限をここまでにしなさいとは、今のところは言っていない。
- 委員長 上限が決まっていない為、各学校からこれでよいかという問い合わせが教育委員会に来ることが予測されるわけで、そのための現段階での基礎資料であるものですね。

教 育 長     これを最低限の基準としていきます。  
参 事     文部科学省の基準としてはこのとおりですが、福生市独自の移行期間中の基準を示しております。それがA3版の資料でして、国の時間割等の編成方針に基づいて市としてこの方針ですので、その説明を指導主事が申し上げます。

指 導 主 事     それでは福生市教育委員会としての平成21年度教育課程の編成の基本方針について、ロードマップを用いて御説明させていただきます。こちらに「準備期間」とありますが、9月の段階で考えたものについてお諮りさせていただきます。

まず授業時間数の確保ですが、余剰時間数を30時間と考えております。これは先程出ておりました標準時数で、例えば小学校6年生の980時間に対して、それにプラス福生市としては30時間、年間で余分に確保することを考えています。この30時間とは、例えばインフルエンザ、台風等による臨時休校であったとしても標準時数が確保できるだろうと想定して設定しております。

また、計画に基づいたモジュールとは先程の表の中にございましたので省略いたします。今現在の授業時数の補足ですが、小学校は1時間増の時間割編成で対応いたします。中学校については中学校1年生から3年生まで授業時間数が詰まっておりますので、年間の授業日数を最低200日とすることを考えています。これについては夏季休業日、都民の日、開校記念日等、それぞれの学校により事情は異なりますので、学校ごとに相談をしていきたいと思っています。

次に、小学校の外国語活動の時間数ですけれども、完全実施の平成23年度には全校で35時間を実施しますが、来年度からいきなり35時間の外国語活動を実施することは難しいと考えており、段階を追って進めていきたいと考えています。具体的には平成21年度は12時間、平成22年度は24時間、完全実施の平成23年度に35時間と段階を追っていくようにします。小学校3、4年生については従前から総合的な学習の時間の中で国際理解の学習を行っておりますので、各小学校の実態に応じて時間数を決め、総合的な学習の時間のねらいに即した学習を行います。また小学校1、2年生についてはもともと総合的な学習の時間がありませんし、今年度までは各校平均で年間1時間から3時間程度の実績ですので教育課程外の活動として扱います。

一方、中学校の選択教科については、学校選択を可とさせていただいて

おります。これは中学校の選択教科の時間は、各学校で生徒それぞれの興味・関心に応じてコースを設定しておりますが、各学校がこれでいこうと決めた教科、コースを一律に設定するとした方式をとらせていただきます。

次に中学校の朝の総合的な学習の時間の見直しについては、先程の別表にありますので説明は省略いたします。また、各教科指導計画、評価計画の作成方針については、各学校で平成 21 年度当初までに作成させ、教育委員会に提出させる予定で考えております。

平成 22 年度、平成 23 年度の見直しについては、こちらのロードマップで示していただきますので、説明は省略させていただきます。

こちらの内容とあわせましてお諮りいただければと思います。

教 育 長 今の話でいくと小学校の外国語活動の場合、総合的な学習の時間だけで示しておく、英語が不得手な教員は外国語活動を行わないといった心配はありませんか。

指 導 主 事 表の「12 時間」、「24 時間」というのは外国語活動について最低限実施する基準を教育委員会として示したものですので、この基準を下回る届出は、我々としては受け付けないことにしたいと思います。

教 育 長 学校差が出てきては困るということですね。

委 員 長 そこを心配しています。

教 育 長 総合的な学習の時間の中で、適当に 0 時間から 12 時間の間でやってくればよいという程度で終わってしまいますからね。

委 員 長 福生市としては今言われたように、移行期間で 12 時間、24 時間は最低実施するということがよろしいでしょうか。

加 藤 委 員 担任の教員が外国語を教えることになるのですか。

指 導 主 事 基本的には担任の教員が教えることになっていますが、我々が派遣講師の依頼をしている A L T との共同の授業も実施が可能です。

加 藤 委 員 外国語は初めて教わる発音の仕方が大切だと思うので、予算があれば外国人の先生に指導していただくことが望ましいと思います。

主 幹 各学校で英語活動、英語教育の中心になる中核教員と呼ばれる教員が、夏以降東京都へ召集され、研修を受けておりました、それを各学校で 10 時間の伝達研修をする形で進めております。また福生市独自でも各学校の担任向けの研修を計画してまいりたいと考えております。

委 員 長 加藤委員の言われたネイティブの方から教わるほうがよいという意見ですが、福生市には外国人が割といるので、地方に比べると恵まれていますね。

ネイティブでかつ教育ができる人材は大勢いるわけではないのだけれど、他市に比べて人材発掘の条件としては恵まれているので、うまく活用していただくということでしょうか。財政的手段でネイティブの講師をふやす方向はあり得ますか。

教 育 長 今のところ現行の中でやっていくしかないと思います。

委 員 長 完全実施の段階になったらどうなりますか。

教 育 長 多少、授業時間の調整があるとは思いますが現に小学校へ派遣できていますので、そんなに問題になることはないと思います。

委 員 長 授業時間数がとてもふえますね。

教 育 長 予算的な問題はないだろうと思います。

委 員 長 それほどのお金がかからないということですね。一層の御努力をお願い致します。他に御意見はございますか。

平 野 委 員 平成 21 年、平成 22 年は移行期間中とのことですがけれども、この期間中の指導内容によって増える前倒しの授業時間が多いので、先生方の御苦労がおりと思いますが、よろしく願いいたします。

委 員 長 現在の指導要領から算数と理科が以前の指導内容に戻ったイメージですね。例えば 31 ページにあります現行課程欄の(2)動物の誕生でア、卵の中の成長、イ、母体内の成長では選択となっているものを新課程ではア、卵の中の成長から教えるとなっています。それより以前は、卵の中の成長から教えていたので、ベテランの教員はそう感じると思います。特に小学校は、例えば 10 時間でこれだけの内容をやれとなると、言うことがなくなるようにスパイラルで教えることになってしまいます。やり方によってそう時数を増やさなくてもいける可能性がある教科では、理科が実験を伴うことで足りるかと思います。しかし、実験を指導できる先生がどれだけいるかといった心配もありますね。

加 藤 委 員 そうしますと「ゆとり教育」ということで大分授業時間数が少なくなったと思うのですけれども、その以前に戻られたということなのでしょうか。

委 員 長 先程の私の発言は不穏当でした。「以前に戻った」のではなくて、「生きる力」を定着させるために一層の改善をなされたと、そのように訂正します。

教 育 長 文部科学省は「ゆとり教育」ということを言ったつもりはなく、ほかの方々がそう勝手に言っていると見解を示しています。いわゆる「ゆとり教育」の「ゆとり」とは、例えば土曜日が休日になった為に生じた時間を自主的な学習の時間に当てるとか、体験の時間に当てるとかのための確保と



言っていたので、文字通り「ゆとりを持たせた」ということでは一切ありませんと言っています。

委員長 指導要領には「ゆとり」という言葉は間違いなく書いてはなく、外部からその言葉が出てきたのですね。

平野委員 もう一度外国語活動のことなのですが、今後、小学校で英語教育の専科の先生が置かれることもあるのでしょうか。また、小・中連携した中学校の教員が小学校の英語の授業をすることもあるのでしょうか。

主幹 現在でも、中学校の教員が小学校に出向いているケースが全くないわけではございません。ただ、一つ確認申し上げておきたいのは、あくまでも小学校段階の英語はいわゆる英語教育ではなくて、英語を使ったコミュニケーションの指導でございます。正直、小学校の教員にとって英語の発音等は難しいかもしれませんが、まずは英語に慣れ親しむ、臆さずに外国の方ともお話ができるような資質を養うことをねらいとして、小学校段階からの英語活動の導入でございます。

委員長 他に質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。議案第 58 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 58 号は原案のとおり可決することといたします。

細かいことがたくさんあって、実施はなかなか大変と思いますが、よろしくお願いたします。

次に、日程第 5、議案第 59 号、福生市教育センター条例の一部を改正する条例についての意見聴取についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは日程第 5、議案第 59 号、福生市教育センター条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、提案理由並びに内容について説明申し上げます。7 ページをお開きください。

まず提案理由でございますが、次の 8 ページのとおり平成 20 年 11 月 14 日付福総総発第 109 号によりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長から教育委員会に対しまして意見を求められましたので本議案を提出するものでございます。次の 9 ページから 10 ページまでが市長が提出する条例案の上程議案及び内容の写しでございます。

それでは内容について御説明申し上げます。10 ページをお開きいただきたいと思ひます。条例の別表中の教育相談室及び学校不適應児童・生徒教育支援室の所在地を、それぞれ「福生市北田園二丁目5番地7」に改めさせていただきます、あわせて「学校不適應児童・生徒教育支援室」を、国及び東京都と同様に「学校適應支援室」と名称を改めるものでございます。なお附則といたしまして、施行日を平成21年4月1日にいたそうとするものでございます。説明は以上でございますが、御審議を賜りまして原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。

委員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

「北田園二丁目5番地7番」というのは健康センターがあったところですね。

御意見はございませんか。ないようですので、お諮りいたします。議案第59号は原案のとおり同意することで御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員 長 御異議なしと認めます。よって議案第59号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第6、議案第60号、平成20年度福生市一般会計補正予算(第3号)の原案中教育に関する部分についての意見聴取についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは日程第6、議案第60号、平成20年度福生市一般会計補正予算(第3号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について、提案理由並びに内容について御説明申し上げます。資料の12ページをお開きください。まず提案理由でございますが、先程の日程第5、議案第59号で御説明をさせていただきました内容と同様でございますので省略させていただきます。次の13ページから20ページまでが市長が提出する補正予算案の上程議案及び内容の写しでございます。

それでは補正予算の内容でございますが、15ページをお開きください。最初に一般会計での予算額でございますが、歳入・歳出それぞれ2億7,647万4,000円を追加し、歳入・歳出予算の総額を210億3,179万2,000円といたそうとするものでございます。

続きまして、この補正予算のうち教育に関する部分でございますが、18ページをお開きください。債務負担行為補正でございますが、昼食業務委託料については平成16年度に第一中学校で実施、同じく平成17年度には第二中学校、翌年の平成18年度には第三中学校で実施してきております。

三校とも同一業者に業務委託をしておりますが、平成 20 年度末での委託期間が、第一中学校では 5 年、第二中学校で 4 年、第三中学校が 3 年を経過することから、事業開始以降の課題や状況の変化に対応するため、平成 21 年度以降の業者について新たに選定し直そうとするものでございます。

新たに契約する期間は 3 年間とすることで、委託事業について安定的な運営を行わせ、業務員の長期雇用や資材・器材の効率的運用が行えるものと考えております。つきましては事業の運営にあたる業務員の確保について、資格や豊富な経験が不可欠なこと、研修や栄養士による献立作成等、新学期の開始前に準備が必要なこと、業者決定後に一定の期間が必要となりますことから、今回債務負担行為の補正をさせていただくものでございます。

なお、限度額については昨今の食材の高騰や産地の安全性などを考慮いたしまして、平成 20 年度より 264 万 5,000 円増額しまして 4,190 万円の 3 ヶ年分の 1 億 2,570 万円とするものでございます。また、業者選定に当たりましては、食の安全確保や厳正な衛生管理、中学生の食事としての栄養バランスのとれた献立と、メニューの豊富さやおいしさも重要な要素であることから、金額だけの比較ではなく、実績や運営管理体制、食材の安全確保等の衛生管理、献立の内容を選考基準とするため、プロポーザル方式を予定しております。

次に、教育費の歳出でございますが、19 ページをお開きください。第 10 款教育費、第 5 項社会教育費、第 6 目地域会館管理費に 80 万 1,000 円を補正いたしまして、総額を 5,525 万 5,000 円といたそうとするものでございます。右側の説明欄がその内訳でございます。1、施設改良及び管理費の 15、さくら会館事務所等整備工事に 51 万 9,000 円。18 の備品購入費に 28 万 2,000 円をそれぞれ補正いたそうとするものでございます。

今回の補正の内容でございますが、平成 21 年 4 月から市民会館に指定管理者制度が導入されることに伴いまして、現在の事務室が指定管理者の事務室になることから、新たにさくら会館 1 階の談話室及び団体打合わせ室に公民館の事務室を移設するため、今回補正をするものでございます。

以上、補正予算第 3 号の教育費に関する説明でございます。御審議を賜りまして原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。  
御意見はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。議案第 60 号は原案のとおり同意することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 60 号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第 7、報告事項 10 号、平成 20 年度全国学力・学習状況調査結果についてを議題といたします。主幹より内容説明をお願いいたします。

主幹 では、全国学力・学習状況調査の結果についての御説明をいたします。お手元の報告第 10 号資料「福生の子どもたちの一層の学力向上をめざして」のプリントを御覧ください。

全国学力・学習状況調査でございますが、文部科学省が本年 4 月 22 日に実施をいたしまして、8 月 29 日にその結果を公表したものでございます。こちらの資料にもございますように、小学校では国語と算数、中学校では国語と数学について、主として知識に関わる問題、いわゆる A 問題と、主として活用に関わる問題、いわゆる B 問題についての調査と、学習意欲や生活等に関する意識調査を実施したものでございます。得点についての速報は既に 9 月 30 日の教育委員会定例会におきましてお伝えをしたところでございますので、本日は結果に基づきまして指導室の行いました分析結果について報告を申し上げます。

まず、本調査から得られました結果から福生市の小・中学生のよいところを挙げますが、1 点目として「好きな授業がある」とか、「勉強は大切だと思う」などの問いに対する肯定的な回答の割合が、東京都や国の平均値に比べて高いことから、学習に対する意識が高いことが挙げられると考えます。次に 2 点目といたしましては、地域行事への参加率が高いことや、お年寄りや体の不自由な人を手助けした経験の率が高いことなどから、地域とのつながりを深く持ち、思いやりの心を持っている児童・生徒像が挙げられます。更に学習面では小・中学校とも国語の「話すこと・聞くこと」の領域で、全国比でも高い解答率が上げられていることがわかりました。

一方、課題として挙げられますのは、国語、算数、数学とも基礎的な設問に対する解答率に比べ、応用的な設問の解答率が東京都や国の比較でも差が大きいということが挙げられます。更に記号を選択して解答する設問に比べ、解答を文章で記述する設問の解答率も、東京都や国との比較から低い傾向が明らかになりました。

小学校、中学校、教科別、観点別の調査結果から見ました課題、更に具

体的な授業改善の視点については、資料1ページの後半から2ページ、3ページにあるとおりでございます。児童・生徒の学力を一層向上させるためのさまざまな改善のポイントを示してございます。

今後はこれらの結果を踏まえまして、まず児童・生徒の学習に対する肯定的な心構えを評価して、一層主体的な取組ができるような授業づくりを進めてまいりたいと考えております。更に本市の児童・生徒の学力面での課題でありました応用的な学力の一層の向上を図りますとともに、新しい学習指導要領の趣旨を踏まえた言語活動や理数教育の充実も図ってまいりたいと考えております。

各学校にはこれらの分析結果を踏まえまして、平成21年度の教育課程編成及び授業改善推進プランの作成を求めている考えでございます。なお、この分析結果でございますが、教育広報等を通じまして広く市民に周知してまいろうと考えておるところでございます。以上でございます。

- 委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
- 平野委員 細かく分析していただいて、今後に生かしていけるのではと思います。これは福生市全体のまとめられた資料だと思うのですが、各学校別の分析は行われているのでしょうか。
- 主幹 各学校には細かな資料を配付してございますので、学校ごとに分析が行われているものと思いますし、またそれを生かして先程申しましたような授業改善推進プランの作成等が行われて、平成21年度についてはこの結果を踏まえて行われると考えております。
- 委員長 各学校の公表を望まれているのでしょうか。
- 平野委員 「公表」ということではなく、福生市全体の概要が出ましたので、今度は各学校の傾向を捉え、授業改善のプランに反映させていくと思うのです。保護者の方は各学校の分析結果をお知りになりたいのではと思います。
- 委員長 ただ、ここだけではなくて、学校ごとに公表することにつながりますので、かなり慎重に扱わなければいけないと思います。主幹が言ってくれたのは、各学校で通知を持っているから指導に生かしていくことで、教育委員会として学校ごとの傾向を出すことを決定すれば別ですが、少し難しい問題なので、今までの流れでは各学校の公表はしないことで教育委員会で決めたと思うのです。

私からいくつか質問があります。一つは1ページ目の「本調書から得られた事柄の概況」の所で、「経験が高い」とありますが、「経験」は高い低いで表すのでしょうか。公表するものなので、用語の使い方を確認して

おいてください。

二点目は同じく 1 ページ目の、「各教科の調査結果と授業改善の視点(小学校)」の「国語 A」の「書くこと」と「読むこと」で「正答率は全国比で昨年度より 3.3 ポイント向上」のところと、3 ページの目の中学校の「国語の A」の「話すこと・聞くこと」で、「正答率は全国平均と同程度でした」のところですが、この「全国比」と「全国平均」の用語の使い分けを教えてください。

主 幹 用語の不統一がございましてまことに申しわけございませんでした。まず、小学校の「書くこと」と「読むこと」でございますけれども、「正答率は全国比で昨年度より 3.3 ポイント」は確かに大変わかりにくい表現だと思います。全国の平均と本市との平均の差がございまして、その差がこれまでに比べて、これまで多きかった差が 3.3 ポイント詰まり向上していると捉えている内容でございます。

「全国平均と同程度でした」というのは、これはそこにあるとおりでございます。改めまして後日お示ししようと思っております。

委 員 長 質問がもう一点ございまして、2 ページの小学校の「算数 A」の「量と測定」のところで、「テキストを活用する学習を充実するとともに、テキストから適切に情報を取り出せるような指導」とありますが、「情報を取り出す」というのは「活用」の中の一つであって、重複していると思うので、この用語も少し変えられたらいかがかと思っております。

主 幹 はい、改めさせていただきます。

委 員 長 こういう調査をまとめるというのは大変なことです。ありがとうございました。

渡 辺 委 員 先程、教育広報で知らせていただけたということで、ぜひともわかりやすい広報であっていただきたいと思っております。

委 員 長 他に御意見はございませんか。ないようですので報告第 10 号の説明は終わります。

次に、日程第 8、協議事項 3、平成 19 年度福生市教育推進プラン取組状況についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶 務 課 長 それでは日程第 8、協議事項 3、平成 19 年度福生市教育推進プラン取組状況について説明をさせていただきます。協議事項 3 の資料を御覧いただきたいと思っております。今回の推進プラン取組状況は、平成 19 年度福生市

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書を作成するに当たり、推進プラン取組状況を基礎にしております。また、学校教育編、社会教育編の二部構成とさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして目次を御覧いただきたいと思います。今回の取組状況については3ページから34ページまでが学校教育編で、四つの視点の取組状況を記載しております。裏面を御覧いただきたいと思いません。37ページから68ページまでが社会教育編で、六つの視点の取組状況を記載しております。なお、内容については平成18年度の取組状況と変わりはありません。

簡単でございますが、以上で説明とさせていただきます。なお、取組状況について御決定をいただきましたならば、市議会議員等への配付をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いたします。

先程の日程第3の「平成19年度福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(案)」とリンクしてくるものですね。「平成19年度福生市教育推進プラン取組状況」を基にして、先程の点検及び評価報告書(案)が決まっております。基礎資料という位置付けです。

他に御意見はございませんか。

ないようですのでお諮りいたします。

協議事項3は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって協議事項3は原案のとおり決定することといたします。

ここで日程についてお諮りいたします。日程第9、協議事項4、公立学校職員の人事異動については人事案件のため、福生市教育委員会会議規則第8条の規定に基づき、これを公開しない会議とし、日程第10、その他報告事項の後に審議したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、日程第9は公開しない会議とし、日程第10、その他報告事項の後に審議をすることにいたします。

それでは日程第10、その他報告事項1、入学式・卒業式等儀式的行事の適正な実施についてを指導主事より内容説明をお願いいたします。

指導主事 それでは、その他報告事項1、入学式・卒業式等儀式的行事の適正な実

施について説明いたします。

今年度も入学式・卒業式等儀式的行事の適正な実施について、教育委員会から通知を出しております。通知の内容ですが、一つは、入学式は入学の認定、卒業式は卒業証書の授与がそれぞれ目的であることを踏まえ、学習指導要領に基づき、入学式・卒業式等儀式的行事を適正に実施すること。二つ目は、入学式・卒業式等の実施に当たっては、別紙「入学式・卒業式等における国旗掲揚および国歌斉唱に関する実施指針」に基づいて行うものとする。三つ目は、国旗掲揚及び国歌斉唱に当たり、教職員が本通知に基づいた校長の職務命令に従わない場合は、服務上の責任を問われることを教職員に周知すること。以上の内容でございます。

詳しくはその次のページにございます別紙を御参照いただきたいと思います。この内容については、例年こちらから通知として出しているものと変更はございません。以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。  
御意見はございませんか。

ないようですのでその他報告事項 1 の説明を終わります。

次に、その他報告事項 2、福生市学校教育実践発表会の開催についてを主幹より内容説明をお願いいたします。

主幹 それではお手元のその他報告資料 2、福生市学校教育実践発表会の開催についてを御覧くださいませ。ここにございますように 12 月 26 日に、福生市民会館小ホールにおきまして教育実践発表会を開催させていただきます。これまで本市の取り組んでまいりました、さまざまな教育実践について広く知っていただくことをねらいとしたものでございます。現在の準備の状況でございますが、小・中学校ごと、それぞれ内容ごとに発表担当の主幹を決定いたしまして、約 20 分間の発表時間に合わせました原稿、プレゼンテーション等の作成を指示しているところでございます。

なお、原稿については事前に指導室と読みあわせを行いまして、個別にリハーサルも実施する予定でございます。また、ここにございます「各事業総括報告」でございますが、こちらについては指導主事から発表いたします。こちらには触れてございますが、教育センター事業、スクールソーシャルワーカー事業、学習指導補助員事業等についての説明をさせていただきます。予定でございます。

なお、本実践発表会の御案内は既に 26 市の教育委員会初め、各小中学校の P T A 会長、職場体験学習の受入先事業所、市議会議員の皆様へ送付



をいたすところでございます。

以上で本発表会の概要及び現在の進捗状況についてお知らせいたします。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。  
御意見はございませんか。

ないようですのでその他報告事項2の説明を終わります。

次に、その他報告事項3、生涯学習推進計画（平成23～27年度）の策定についてを社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

社会教育課長 第2期（平成23年度～27年度）の生涯学習推進計画策定スケジュールについて説明させていただきます。生涯学習推進計画は平成9年3月に、「人がやくまち福生」として福生市生涯学習推進計画というものがまとめられており、その後平成17年3月に「修正」を付け、修正福生市生涯学習推進計画（平成17年度～21年度）が策定されて現在に至っております。今回検討を始める次期の生涯学習推進計画は、現在市で平成22年度が初年度となる第4次総合計画の基本的内容をまとめている最中ですが、この基本的内容を踏まえた上で策定する必要があることから、平成23年度を初年度とする5ヵ年計画といたしたいと考えております。従いまして第2期生涯学習推進計画の策定に当てられる期間については、平成22年度までとなります。

ところで、この計画の策定に際しましては、常設の審議会である社会教育委員の会議において、教育委員会からの諮問を受け、第2期生涯学習推進計画策定のための、本市における生涯学習の今後の方策につきまして、平成21年度中に10ヵ月ほど期間をかけて審議をお願いしたいと考えております。これを踏まえて平成22年度中に、第2期（平成23年度～平成27年度）生涯学習推進計画案を策定する予定となっております。なお、予算が確保できましたら、この平成21年度、平成22年度の二年間について、コンサルタントによる支援を仰ぐスケジュールを考えているところでございます。以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

教育長、こういった形で社会教育委員の会議に諮問していいものですか。形としては社会教育委員の会議に重ねて、生涯学習推進計画策定委員会なりのような形をとるのですか。

教育長 いえ、社会教育委員という組織自体が、教育委員会の諮問を受けて答申をするという、既にオーソライズされた制度になっていますので、基本的

にそこで議論をしてもらうことが確実な方向とっております。あわせて別途組織ということは考えておりません。

委員 長 別途組織で重ねた形ではないのですか。

教育 長 そのように重ねてといいますか、平行してといった組織は考えていません。社会教育委員の会議の中で議論してもらったものを教育委員会として受けたいと思います。

委員 長 なるほど、いろいろな方法があるのでしょうか。

教育 長 第1期では審議会を設けた上で、まず構想をまとめて計画にまとめていったという経緯があったと思います。第1期の審議会の答申というのは十分に次の第2期目の推進計画をつくるに当たって耐えうるものといえますか、その参考になるものだと私どもは理解をしております、その第1期の審議会答申を踏まえながら第2期の推進計画として計画を策定していったらどうかと考えているところなのです。

委員 長 第1期というのはいつからいつまでですか。

社会教育課長 第1期というのは平成5年12月から平成7年8月までに審議会を重ねていただいた答申を踏まえて福生市生涯学習推進計画が平成9年3月にできております。この計画期間は平成9年度を初年度とし、平成16年度を目標年度とする8ヵ年計画としております。

次 長 計画は庁内で作ったものです。

委員 長 そうですね、審議会でなくそういったものができてくるということですね。わかりました。ほかに御意見はございませんか。

ないようですのでその他報告事項3の説明を終わります。

次に、その他報告事項4、平成20年度社会教育施設の年末年始の休業についてを社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

社会教育課長 平成20年度社会教育施設の年末年始の休業について説明させていただきます。本年度の各施設の年末年始の休業については、12月29日から平成21年1月3日までの期間となります。市民会館、公民館、茶室福庵、図書館、地域会館、プチギャラリー、中央体育館、地域体育館、福生野球場を除く屋外体育施設がそれぞれこれに該当いたします。しかし、福生野球場は冬季休業中のため、12月1日から3月31日までの期間は休場でございます。最後に、学校体育施設については12月26日から1月7日までの期間が休業となります。以上でございます。

委員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

御意見はございませんか。

ないようですのでその他報告事項4の説明を終わります。

次に、その他報告事項5、プチギャラリー利用者の情報提供的な物品の販売許可についてを社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

社会教育課長 説明させていただきます。現在プチギャラリーでは利用者の展示作品はもとより、副次的なポストカード、図録、ポスター等の情報提供的な物品についても販売は認めていません。その根拠は福生市プチギャラリー条例第15条「何人もギャラリーにおいては販売行為をしてはならない。ただし市長の許可を受けた場合はこの限りではない。」という販売行為禁止の規定によるところでございます。しかし、利用者からポストカード、図録、ポスター等の情報提供的な物品の販売を求める要望がありましたことから、同条後半の但し書きの規定を適用し、事前に市の許可を得ることを条件に、情報提供的な物品の販売を許可したいとするものでございます。

効果でございますが、第一に利用者の情報提供的な物品の販売を認めることは、利用者の展示作品の理解を来館者に深め、かつ広める効果が発揮できること。第二に利用者の展示作品の周知が図られることは利用者の拡大につながり、より一層の利用率の向上に期待が持てることなどが考えられるところでございます。

平成19年度の利用実績はここに書いてあるとおりでございます。なお、ひまわり作業所の利用についてでございますが、プチギャラリーは平成3年7月に経済課が所管する2階の物産展示室、社会教育課が所管する3階、4階のギャラリーの併設施設として開設しました。ひまわり作業所の利用は開設から2年後の平成5年5月から毎月火曜日から木曜日までの3日間、2階の物産展示室での使用を開始し、現在に至っております。その利用の目的は作業所の製品販売を通して地域の人たちと直にふれあい、対人関係・協調性等を学ぶ機会と、自立性・社会性を学ぶ機会を提供するもので、その趣旨から利用を許可しているものでございます。このような経過及び趣旨を踏まえ、展示施設としてのギャラリーという性格を考慮しまして、ひまわり作業所の利用は従来どおり認め、今後も一般的な福祉関係の利用に対して対象を広げることは考えてございません。

今後のスケジュールですが、11月25日の庁議に付議を行い、12月市議会の総務文教委員会協議会及び全員協議会に報告しまして、できましたら1月から開始をしたいと考えております。

40ページの他市ギャラリーの状況の多摩地域の実情でございますが、武蔵野市、三鷹市、羽村市のギャラリーにおきましても同様の扱いをしてい

るところでございます。

41 ページのプチギャラリーの利用案内(案)でございますが、利用者へのPRとしまして従来の内容に追加しまして対応しようと考えております。以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。  
御意見はございませんか。  
ないようですのでその他報告事項5の説明を終わります。  
次に、その他報告事項、その他ですが、ほかにその報告はありませんか。  
委員の皆さんからは何かありませんか。ないようですので、その他報告事項その他を終わります。  
ここで先程日程についてお諮りいたしました、日程第9、協議事項4、公立学校職員の人事異動については公開しない会議となります。関係者以外の方は退席をお願いします。  
それでは、暫時休憩いたします。

午前 11 時 53 分 休憩